

(案)

第5次地域管理経営計画書
第5次国有林野施業実施計画書

(福岡森林計画区)

計画期間

自 平成27年4月 1日

至 平成32年3月31日

九州森林管理局

(案)

第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(福岡森林計画区)

計画期間

自 平成 2 7 年 4 月 1 日

至 平成 3 2 年 3 月 3 1 日

九 州 森 林 管 理 局

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養^{かん}に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり^{もり}等^りの面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

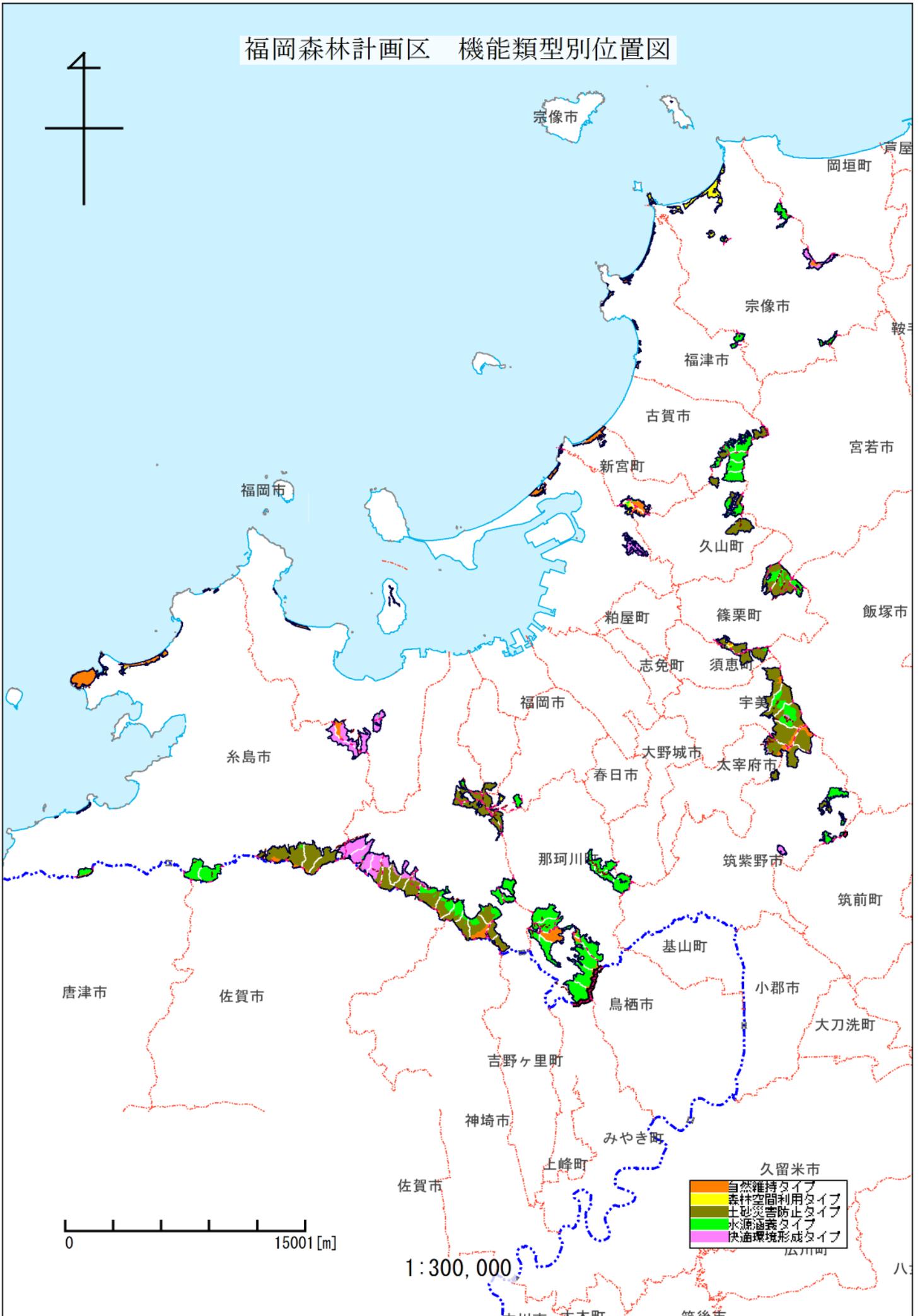
こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林^{もり}」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、同法第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の福岡森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

今後、福岡森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行うこととする。

福岡森林計画区 機能類型別位置図



- | |
|-----------|
| 自然維持タイプ |
| 森林空間利用タイプ |
| 土砂災害防止タイプ |
| 水源涵養タイプ |
| 快適環境形成タイプ |

0 15001 [m]

1:300,000

目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	2
③	持続可能な森林経営の実施方向	3
④	政策課題への対応	5
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	5
①	山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他 山地災害防止タイプに関する事項	6
②	自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然 維持タイプに関する事項	6
③	森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他 森林空間利用タイプに関する事項	6
④	快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他 快適環境形成タイプに関する事項	7
⑤	水源涵養 ^{かん} タイプにおける管理経営の指針その他水源 涵養 ^{かん} タイプに関する事項	7
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	7
①	低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	8
②	林業事業体の育成	8
③	民有林と連携した施業の推進	8
④	森林・林業技術者等の育成	8
⑤	林業の低コスト化等に向けた技術開発	8
⑥	その他	8
(4)	主要事業の実施に関する事項	8
①	伐採総量	9
②	更新総量	9
③	保育総量	9
④	林道の開設及び改良の総量	9
(5)	その他必要な事項	9
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	10
(1)	巡視に関する事項	10
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	10
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	10
(4)	その他必要な事項	10
3	林産物の供給に関する事項	11
(1)	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	11
(2)	その他必要な事項	11

4	国有林野の活用に関する事項	1 1
	(1) 国有林野の活用の推進方針	1 1
	(2) 国有林野の活用の具体的手法	1 1
	(3) その他必要な事項	1 2
5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び 保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	1 2
	(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	1 2
	(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる 私有林野の整備及び保全に関する事項	1 2
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	1 2
	(1) 国民参加の森林に関する事項	1 2
	(2) 分収林に関する事項	1 2
	(3) その他必要な事項	1 2
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	1 3
	(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	1 3
	(2) 地域の振興に関する事項	1 3
	(3) その他必要な事項	1 3

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献することを基本方針とする。

なお、当該森林計画区における概要等は以下のとおり。

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、福岡森林計画区を管轄区域とする国有林野7,779ha(不要存置林野10haを含む。)であり、福岡県の北西部に位置し、脊振山地区、三郡山地区及び玄海灘沿いに点在する海岸林から形成されている。

森林の現況は、人工林を主体とした育成林が3,554ha(育成単層林3,359ha、育成複層林195ha)、天然生林が3,989haとなっており、主な樹種としては針葉樹では、スギ、ヒノキ、マツ類、広葉樹ではクヌギ、カシ類などとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林3,243ha、針広混交林601ha、広葉樹林3,706haとなっている。

また、本計画区の国有林野は、水源かん養保安林が全体の88%に達し、福岡市等の水がめとして重要な役割を担っている。また、そのほとんどが玄海国定公園及び脊振雷山県立自然公園に指定され、登山やハイキング等の森林レクリエーション、保健休養の場として多くの人に利用されている。

このため、本計画では、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進に重点を置くとともに、近年、特に国有林に対する期待が大きくなっている地球温暖化の防止、生物多様性の保全等にも対応した管理経営を行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 脊振山地区(57～60、69～110、121～124林班)

福岡市の南方に位置する脊振山(1,055m)を中心として東西に走る山地と中流域に位置する丘陵地に散在する小団地からなっており、風化しやすい花崗岩類が主体をなしている。

脊振山系の北側斜面にある壮年期の比較的急峻な地形が多い那珂川上流域及びその支流梶原川の流域並びに室見川上流域等については、山地災害防止機能及び水源かん養機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」と「水源かん養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、優れた自然景観を有している脊振山山頂一帯及び都市近郊の高祖山、油山等の丘陵地等については、保健文化機能及び自然環境の保全に係る機能の発揮が期待されていることから「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

福岡市から佐賀県へ抜ける幹線道路の三瀬峠から金山(967m)の北側斜面一帯は、福岡市西側の都市近郊の騒音の低減や大気の浄化等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮が期待されていることから「快適環境形成タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

イ 三郡山地区（2～42、51～53、114～119林班）

福岡市の東方に位置する三郡山(936m)から北に走る山地と丘陵部に散在する小団地からなっている。

三郡山地一帯は風化しやすい花崗閃緑岩であり、随所に山地災害危険地区があつて、山地災害防止機能及び水源涵養機能の発揮が期待されることから「山地災害防止タイプ」と「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、玄海国定公園に指定されるとともに、クスノキの原生林が保護林に設定されている立花山、三郡山や若杉山周辺等については、自然景観に優れ、保健文化機能及び自然環境の保全に係る機能の発揮が期待されることから「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

三郡山(936m)の西側斜面一帯は太宰府市、立花山(367m)の西側斜面一帯は福岡市東区、城山(369m)の南側斜面一帯は宗像市の、それぞれ都市近郊の騒音の低減や大気浄化等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮が期待されていることから「快適環境形成タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

ウ 海岸林（45～48、61～66、69、111～113林班）

クロマツを主体とした防風林等からなっており、景観に優れ大半が玄海国定公園に指定され、海水浴や森林レクリエーションを目的とした入林者が多い。

また、能古島や地ノ島には小面積の天然林があり、魚つき保安林や航行目標保安林に指定され、気象害防止機能のほか、保健文化機能及び自然環境の保全に係る機能の発揮が期待されることから「水源涵養タイプ」、「自然維持タイプ」及び「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、福岡森林管理署で管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は、7,769haで九州森林管理局管内国有林総面積の1%を占めている。

蓄積は2,036千m³で九州森林管理局総蓄積の2%を占めている。また、人工林面積は3,392haで人工林率は45%となっている。

森林の種類は、普通林が215haで3%を占めており、制限林が7,554haで97%となっている。なお、制限林のほとんどが保安林であり、その内水源かん養保安林が91%を占めている。

福岡森林計画区内の森林資源状況

(単位：ha、m³)

区 分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	3,392	4,151	226	7,769
蓄 積	1,224,199	812,066	—	2,036,265

主要施策に係る前計画における計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積に関して、主伐は地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画したが、その太宗を占める分収林の入札の不調や契約延長等があったことから、計画量を大きく下回る結果となった。一方間伐は地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を図るため、積極的に計画したが、主伐同様計画量を下回る結果となった。

造林面積に関しては、主伐箇所^の減少により、計画量を大きく下回った。

林道等の開設等については、優先度を考慮して計画をした結果、概ね計画どおりの結果となった。

主要施策に係る計画量と実行量

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	195,000m ³	105,915m ³
主伐	30,000m ³	16,688m ³
間伐	165,000m ³	89,227m ³
造林面積	78ha	21ha
人工造林	50ha	21ha
天然更新	28ha	—ha
林道等の開設又は拡張	開設：3.5km 拡張：10箇所	開設：2.6km 拡張：9箇所

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林^{もり}」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

<p>I 生物多様性の保全</p>	<p>地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じ適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。</p>
<p>II 森林生態系の生産力の維持</p>	<p>森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。</p>
<p>III 森林生態系の健全性と活力の維持</p>	<p>外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除対策を実施する。</p>
<p>IV 土壌及び水資源の保全と維持</p>	<p>降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養^{かん}のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。</p>
<p>V 地球的炭素循環への森林の寄与の維持</p>	<p>地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。</p>
<p>VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進</p>	<p>国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。</p>
<p>VII 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組</p>	<p>I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。</p>

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、森林・林業再生に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

とりわけ、森林・林業の再生に向けた取組としては、林業事業者等への計画的な事業の発注による安定的・計画的な木材の供給、准フォレスターの活用による民有林行政支援、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定等に取り組んでいるところである。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・ 山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・ 自然維持タイプ
- ・ 森林空間利用タイプ
- ・ 快適環境形成タイプ
- ・ 水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表のとおり。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象災害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営にあたっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。

なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

イ 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面積	2,638	2,638	—

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区分	自然維持タイプ	うち、保護林
面積	1,006	82

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動

の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	
	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	348	232

④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行うこととする。

快適環境形成タイプの面積

(単位：ha)

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	905

⑤ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項

水源涵養^{かん}タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源涵養^{かん}機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行うこととする。

なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水源涵養^{かん}タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養 ^{かん} タイプ
面 積	2,872

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、

福岡地区の森林・林業推進協議会等の場を通じ、県・市町村等との密接な連携を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組むこととする。

また、このことを通じて、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

林業事業者等と連携し、低コストで効率的な施業を展開するとともに、これに関する研修会の開催等を通じ、民有林に対する低コストで効率的な施業の普及に努める。

② 林業事業者の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業者への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業者の育成に努める。

さらに、流域で生産された木材の利用促進、システム販売の推進及び木質バイオマス資源の活用に向けた木材需給情報の交換に努める。

③ 民有林と連携した施業の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施等に努める。

④ 森林・林業技術者等の育成

事業の発注や研修フィールドの提供等を通じて、民有林の人材育成支援に努める。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努める。

⑥ その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進（松くい虫被害対策、獣害防止ネット等の設置による被害対策の実施等）、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

（４）主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、主伐とその後の再生林にも取り組み、混交林化、複層林化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、資源の循環利用を行いながら多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組むこととする。林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業者の育成・整備を図ることとする。

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	90,000	121,000 (1,339)	211,000
前 計 画	30,000	165,000 (2,076)	195,000

注：() は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	214	—	214
前 計 画	50	28	78

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本 計 画	276	30	8	—	—
前 計 画	141	7	10	—	—

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長 (m)	箇所数	延長 (m)
数 量	10	7,500	10	9,010

(5) その他必要な事項

特になし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区は福岡都市圏に位置し、森林レクリエーションを目的とした入林者が多く、山火事発生危険性が高いことから、地元住民や市町村等と連携を密にして山火事防止の宣伝、普及活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し山火事等の未然防止に万全を期することとする。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、廃棄物対策協議会、森林保全巡視員、ボランティア団体等との連携の強化を図り防止に努めることとする。

② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫被害は近年増加傾向にあることから、福岡県及び関係市町村等と連携しながら松くい虫防除に努めるとともに、被害が発生した場合は特別伐倒駆除等の被害木の徹底的な処理を行うこととする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等が多数存在しており、これら森林については、生物多様性の保全を図る上で重要であり、保護林として適切に保護・保全を図るとともに、巡視活動やモニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進することとする。

① 保護林

種 類	箇所数	面積 (ha)
林木遺伝資源保存林	1	57
植物群落保護林	2	25
総 数	3	82

② 緑の回廊

名 称	延長 (km)	面積 (ha)
該当なし		

(4) その他必要な事項

脊振山系、三郡山系の国有林野は水源かん養保安林に、玄界灘沿いの海岸林は防風保安林にそれぞれ指定されているなど、水源涵養や気象害の防止等の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努めることとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ニホンジカなどの野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や被害対策、ボランティア団体等と協働・連携し荒廃した植生の回復措置を行うなど森林生態系の保全等のための取組を推進することとする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材については、地域における木材の安定供給体制の整備等が図られるよう、木材価格、需給動向を踏まえ計画的な供給に努めることとする。

さらに、民有林材・国有林材が一体となった簡素で合理的な流通体制の確立を目指し、国産材の需要・販路の拡大に努めることとする。

(2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材販売により実施するとともに、これまで利用が低位であった木質バイオマス資源として利用可能な低質材等の安定供給にも努めることとする。

また、木造の庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等の木材の利用促進の取組を推進することとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進することとする。

特に、本計画区は福岡都市圏に位置し、道路、緑地公園、ダム、送電線用地等の公用・公共用又は公益事業用の施設用地としての活用要望が多く、これらの要望に対しては、公益的機能の発揮、木材生産機能の確保等との調整を図りつつ対応することとする。

三郡山、若杉山等には風景林や風致探勝林を設定しているほか、油山には市の自然観察教育林、高祖山には体験の森や遊歩道がそれぞれ設置されており、レクリエーションの森を中心として多数の入林者がいることから、森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資することとする。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用に当たり、道路等の公用・公共用地等については貸付け又は売払い等によることとする。また、水源林造成及びシイタケほだ木生産等については分収林制度を積極的に活用することとする。

(3) その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、水源の^{かん}涵養、自然環境の保全等の森林の持つ公益的機能との調和を図るとともに、土地利用に関する計画等との必要な調整を行った上で、積極的に推進することとする。

「レクリエーションの森」については、魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していくこととする。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用を努めることとする。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結にあたっては、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等の協定に基づく「ふれあいの森」等により、国民の自主的な参加による森林整備活動等を推進することとする。

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自らが参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとする。

(3) その他必要な事項

協定の締結により継続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進することとする。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着やコンテナ苗植栽の推進等による低コスト造林の導入・定着、普及を図ることとする。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図ることとする。

また、研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールドの提供を積極的に行うこととする。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努めることとする。また、その際には次の点に留意することとする。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(3) その他必要な事項

特になし。

(案)

第5次国有林野施業実施計画書

(福岡森林計画区)

計画期間

自 平成27年4月 1日

至 平成32年3月31日

九州森林管理局

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(1) 伐採造林計画簿	1
	(2) 水源涵養 ^{かん} タイプにおける施業群別面積等	1
	(3) 水源涵養 ^{かん} タイプの施業群別の上限伐採面積	2
	(4) 伐採総量	3
	(5) 更新総量	4
	(6) 保育総量	4
3	林道の整備に関する事項	5
4	治山に関する事項	6
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	6
	(1) 保護林の名称及び区域	6
	(2) 緑の回廊の名称及び区域	6
6	レクリエーションの森の名称及び区域	7
7	公益的機能維持増進協定の名称及び区域	8
8	その他必要な事項	8
	(1) 施業指標林、試験地等	8
	(2) フィールドの提供	8
	(3) その他	9
	(4) 森林共同施業団地	9

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源涵養^{かん}タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群	面積	取扱いの内容	伐期齢等	
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	631.51	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ40～60年 ヒノキ45～70年
	スギ長伐期	401.85	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70～100年
	ヒノキ長伐期	754.19	同上	80～120年
	アカマツ長伐期	17.91	同上	80年
	ケヤキ長伐期	1.65	同上	150年
	その他人工林	6.46	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60年上
	保護樹帯	190.19	被害木等について択伐を行う	60年
	スギ・ヒノキ複層林	149.48	伐採箇所の縮小、分散化による	短期型 80年 長期型100年
	天然林長伐期	302.22	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100年
	天然林広葉樹	337.10	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35年上
しいたけ原木	2.81	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15年	
施業群設定外	—			
合計	2,795.37			

注：スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水源涵養^{かん}タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	45
スギ長伐期	20
ヒノキ長伐期	31
アカマツ長伐期	1
保護樹帯	15
スギ・ヒノキ複層林	14
天然林長伐期	15
天然林広葉樹	48

(4) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ	—	31,555 (376)	31,555				
自然維持タイプ	—	1,158 (17)	1,158				
森林空間利用タイプ	—	590 (8)	590				
快適環境形成タイプ	8,952	13,998 (144)	22,950				
水源 かん 涵養 タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	58,948	20,500	79,448			
	スギ長伐期	1,486	14,232	15,718			
	ヒノキ長伐期	—	30,220	30,220			
	保護樹帯	—	1,254	1,254			
	スギ・ヒノキ複層林	11,090	2,105	13,195			
	計	71,524	68,311 (794)	139,835			
合 計	80,476	115,612 (1,339)	196,088	14,912	211,000	—	211,000
年 平 均	16,095	23,123 (268)	39,218	2,982	42,200	—	42,200

注：() は間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m³)

市町村名	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
福岡市	16,053	24,691	40,744				
筑紫野市	10,177	5,964	16,141				
宗像市	1,086	1,600	2,686				
太宰府市	1,621	1,707	3,328				
古賀市	1,398	5,147	6,545				
福津市	—	245	245				
糸島市	7,469	17,555	25,024				
那珂川町	14,298	24,259	38,557				
宇美町	5,124	11,983	17,107				
篠栗町	1,735	12,116	13,851				
須恵町	—	2,217	2,217				
新宮町	—	178	178				
久山町	21,515	7,950	29,465				

注：臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(5) 更新総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ [°]	自然維持 タイプ [°]	森林空間 利用タイプ [°]	快適環境 形成タイプ [°]	水源涵養 ^{かん} タイプ [°]	合 計
人工 造林	単層林 造 成	—	—	—	—	85.92	85.92
	複層林 造 成	—	—	—	36.71	91.36	128.07
	計	—	—	—	36.71	177.28	213.99
天然 更新	天然下種 第 1 類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第 2 類	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	36.71	177.28	213.99

(6) 保育総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ [°]	自然維持 タイプ [°]	森林空間 利用タイプ [°]	快適環境 形成タイプ [°]	水源涵養 ^{かん} タイプ [°]	合 計
保 育	下刈	—	11.68	5.79	22.02	236.64	276.13
	つる切	—	10.42	2.05	—	17.03	29.50
	除伐	—	0.40	3.21	—	4.49	8.10
	枝打	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽整理	—	—	—	—	—	—
	計	—	22.50	11.05	22.02	258.16	313.73

3 林道の整備に関する事項

基 幹 その他別	開 設 改 良	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 (m)	備 考
基 幹	開 設	椎原林道	79	600	
		三瀬林道	77	600	
		宇美林道	13	1,000	
		倉谷林道	102	2,000	
		猪野林道	40	600	
		板屋林道	97、98	500	
		宝満林道	10	400	
その他	開 設	西山林道	6	1,000	
		高祖城林道	59	500	
		梶原林道	122	300	
基 幹	改 良	宇美林道	13	1,000	舗装
		猪野林道	37、38	1,000	舗装
		倉谷林道	99	1,000	舗装
		板屋林道	96、97	1,000	舗装
		亀ノ尾林道	95	1,000	舗装
その他	改 良	郷の原林道	25	1,000	舗装
		宇美林道河原谷支線	11	1,000	舗装
		猪野林道38支線	38	1,000	舗装
		大蔵林道	71	10	永久橋架
		椎原林道	86	1,000	舗装
計	開 設			7,500	10路線
	改 良			9,010	10箇所

4 治山に関する事項

位 置 (林 班)	区 分	工 種	計 画 量 (箇所数又は面積)
2、10、12、25、37、38、40、58～60 70、76、79、86～88、94、96、97、99 106、116、117、122	保安林整備	本数調整伐	164ha
2、38、57、59、70、76、78～80、82 86、93	保安林整備	そ の 他	25ha
2、4、6、8～16、25～27、32、35、38 39、41、47、59、60、74、77～79、83 85～89、93～95、97、99～102、105 106、113、117	保 全 施 設	溪 間 工	98箇所
8、11～14、26、39、77、78、85、86 88、89、95、97、102	保 全 施 設	山 腹 工	142箇所
計	保安林整備		189ha
	保 全 施 設		240箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種 類	名 称	既設 新設	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	特 徴 等
林木遺伝 資源保存林	立花山	既設	57.02	51に～と 52ろ～ろ2、へ、イ	クスノキの遺伝資源保存
植物群落 保護林	若杉山	既設	3.74	17る、る1、ふ	スギ高齢人工林を保護し学 術研究等に資する
	狩 倉	既設	21.40	117り、ら	シイ、タブその他広葉樹の 天然林を保護し、学術研究 等に資する

(2) 緑の回廊の名称及び区域

名 称	既設 新設	延 長 (km)	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	特 徴 等
該当なし					

6 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	新設 既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	選定理由	施業 方法	既存施設 の概要	施設 整備	備考
風景山	立 花 山	既設	54.51	51い～は ち、り 52い、は ～ほ れ	玄海国定公園内 にあって近接林 分にはクスの原 生林があること や、眺望にも優 れていることから、ハイキング やピクニック等 の好適地となっ ている。	育成天然林施業	福岡森林 管理署が 統括し、 福岡市、 新宮町、 久山町の 協力による管理	なし	
				51よ～れ 52と～わ、 よ、た そ、つ		天然生林施業			
風致	油 山	既設	13.18	106い、は	福岡市の中心部 に近く地理的に 恵まれており、 天然林を主体と した林分が隣接 する市民の森と 一体化した風致 景観を呈し、市 民の憩いの場と して親しまれて いる。	育成天然林施業	福岡森林 管理署が 統括し、 福岡市外 関係各機 関による 管理	なし	
				106ろ		天然生林施業			
				106イ、ロ		林地以外の土地			
探勝	若 杉 山	既設	32.22	17へ、へ1 ち、り そ、つ な、お	近接する若杉山 保護林と一体と なって老齢のス ギ林分が優れた 景観を呈してお り、近接民有地 にある札所への 参詣者や登山者、 ハイカー等に親 しまれている。	育成複層林施業	福岡森林 管理署が 統括し、 篠栗町、 須恵町、 地元若杉 集落による管理	なし	
				16ぬ、る よ、た れ 17ぬ、た れ、ね け、え み		育成天然林施業			
				16ホ		林地以外の土地			
林	玄 海	既設	131.69	113は1～ は3、に1 か2、よ1 ら1、ら2 む1、う1 の1	玄界灘に面した 海岸松林が優 れた景観を呈し ており、風致鑑 賞や海水浴客等 の憩いの場とし て親しまれて いる。	育成単層林施業	さつき松 原管理運 営協議会	なし	
				113い～お		天然生林施業			
				113イ～チ		林地以外の土地			

7 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名 称	区 域 (林小班)	面 積 (ha)	森林施業 の 種 類	林道の 開設等	設定年及び 有効期間	備考
該当なし	民					
	国					

8 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種 類	名 称	設定 年度	面積 (ha)	位 置 (林小班)	備 考
試 験 地	マツノダイセンチュウ抵抗性苗の現地 適応試験地	H14	0.26	47い1	クロマツ
	マツノダイセンチュウ抵抗性苗の現地 適応試験地	H15	0.14	45へ3	クロマツ
次 代 検 定 林	九熊本第60号	S52	1.50	96に	ヒノキ
	九熊本第34号 (第2試験地)	S49	0.72	71り	スギ
	九熊本第48号	S51	1.50	87は	スギ
遺 伝 子 保 存 林	福岡署ワカスギ	S39	0.74	17さ	スギ
品 種 別 展 示 林		S42	2.00	71ね	スギ
森林施業モデル林	若杉山複層林施業モデル林	H12	2.95	17へ	スギ ヒノキ
溪 畔 保 全 プロジェクト林	櫛谷	H26	9.97		

(2) フィールドの提供

対象地 (林小班)	設 定 の 目 的	備 考
48は、は1	ふれあいの森	平成13年5月9日協定 奈多植林会
60い1	ふれあいの森	平成19年11月27日協定 シャープエレクトロニクスマーケティング(株)
91い、そ、96い1	遊 々 の 森	平成16年8月26日協定 福岡市長
64は、ほ、へ	多様な活動の森	平成25年10月1日協定 地域ネットワーク「黒浜つなき隊」
76い、ろ1、は1	多様な活動の森	平成26年4月10日協定 背振の自然を愛する会

(3) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位 置 (林 小 班)	面積 (ha)	施 業 方 法
46い、69と1、ち1、114い、ろ	9.99	育成単層林へ導くための施業
61に、62り～わ、わ2、64に、ち、106に、114と	10.72	育成複層林へ導くための施業
45ち2、46ろ、は、47は、に、48い1、ろ1、61ろ1、は1 ほ～ち、62は1、ほ1、わ1、わ3、か、64と、65ろ～ほ 69と、ち、111は1、に1、112へ、113く、114は、ほ へ、ち～ぬ	79.37	天然生林へ導くための施業
16イ、ロ、17イ、ホ、46イ、ロ、61ロ～ト、62イ～ハ ホ、へ、64イ、ロ、ハ1、65イ～ホ、111イ～ニ、へ 112ニ	9.35	林地以外の土地
計	109.43	

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。

(4) 森林共同施業団地

名 称	対象地 (林小班)		面積 (ha)	連携した施業の内容	備 考
該当なし	民				
	国				